

# 掛川市営住宅の入居のご案内

## 1 募集方法

市営住宅は毎月募集を行います。募集团地は毎月変わりますので、募集している団地についてはご確認ください。また、申込みにあたっては資格（6ページの「4 申込資格」をご覧ください。）が必要です。

### 1-1 募集の期間等

原則、毎月1回、入居できる空家がある場合に募集します。（定期募集）

※定期募集とは別に常時募集を受け付けしている住戸もあります。

詳しくは下記『1-4 申込み及び問い合わせ先(公社窓口)』までお問い合わせください。

募集团地発表日

毎月 10日 ~

受付期間

毎月 10日~18日

仮当選された方は7ページの「7 入居資格審査」を行い、合格されますと約2か月後に入居が可能となります。

### 1-2 募集团地の確認（募集している団地・タイプを知る方法）

〈テレホンサービス〉土・日曜日、祝日、夜間も対応しています。なお、発表日初日は大変混みあいます。

**(053) 455-2366**

西部地区の県営住宅とあわせてご案内します。

**(053) 489-9411**

ポルトガル語による音声案内

〈ホームページ〉 <http://www.sjkk.or.jp/>

〈公社窓口でもお尋ねください。〉

静岡県住宅公社

検索

### 1-3 申込み方法

「市営住宅入居申込書」に必要事項をご記入の上、抽選会・抽選結果のハガキ2枚とともに、下記の公社窓口へ郵送又は持参してください。

〈注意事項〉

- ① 申込資格をご確認ください（6ページの「4 申込資格」をご覧ください）。
- ② 申込みは団地別（タイプ別）に受付します。団地・タイプを必ず記入してください。  
※ 原則として棟、階数は指定できません。ただし、階段の昇降に支障のある方は、申込時に申し出てください（診断書等を提出していただきます）。
- ③ 単身の方は単身での申込みが可能な住宅かどうかをご確認ください。
- ④ 申込みは1世帯1住宅に限ります。二重申込みなどの場合は失格となります。
- ⑤ 提出された書類は一切お返しいたしません。

● 郵送の場合：上記1-1の受付期間の消印のあるものが有効です。

※ 受付最終日の投函時間の扱いにはご注意ください。

● 持参の場合：上記1-1の受付時間は  
午前8時30分～午後4時30分まで  
（土・日曜日、祝日を除く）です。

※ 申込みから入居までの手続きの流れは、  
2、3ページをご覧ください。

### 1-4 申込み及び問い合わせ先（公社窓口）

〒430-0929 浜松市中区中央一丁目12番1号

（県浜松総合庁舎9階）

**静岡県住宅供給公社 西部支所**

電話(053)455-0025、FAX(053)455-2344

西部支所案内図



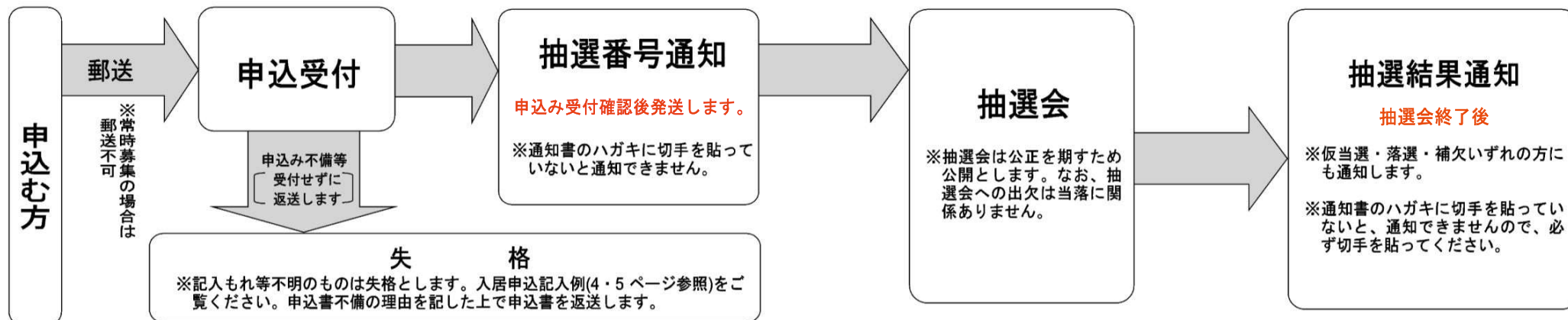
## 2 申込みから入居まで

原則、申込み受付後に入居を辞退することはできません。  
本書をよくお読みいただき、辞退することのないようお願いします。

### 【申込受付におけるご了解および注意事項】

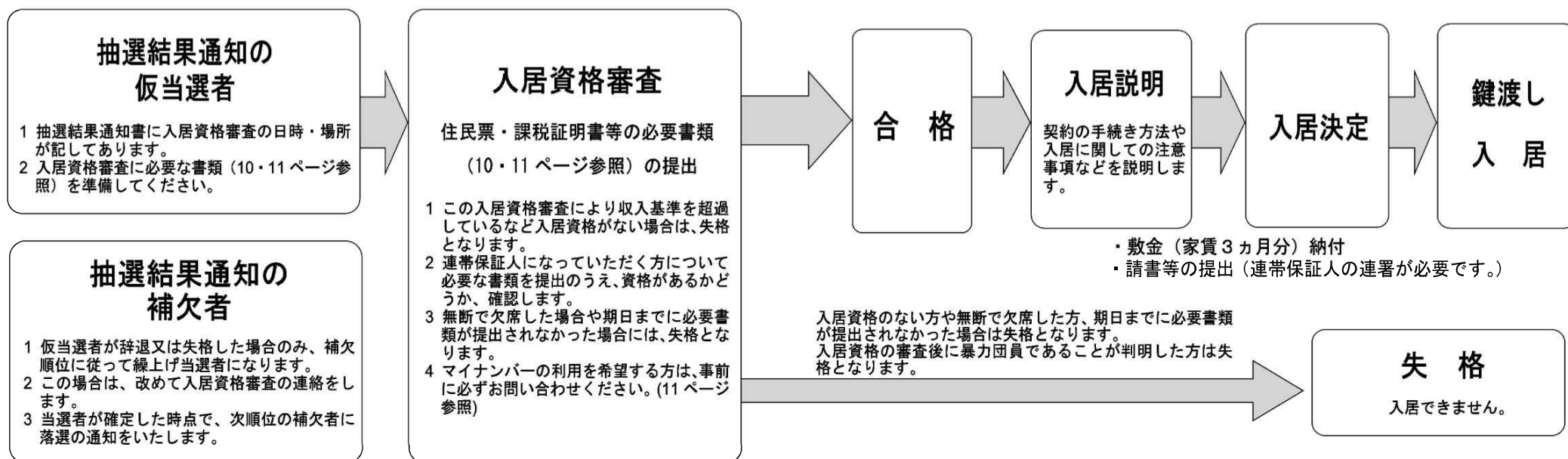
- ・申込書の記入事項について電話でお尋ねする場合がありますので、申込者に確実に連絡のとれる電話番号を記入してください。
- ・募集団地を確認したうえで申し込みください。（1ページの「1-2 募集团地の確認」参照）
- ・申込書投函後の団地・タイプ等の変更・訂正は一切出来ませんのでご注意ください。
- ・原則として棟・階数の指定はできません。

### ① 申込みから抽選まで



※二重申込などの不正があった場合には失格となります。

### ② 仮当選から入居まで



3 入居申込書記入例

※ 6ページの申込資格をご確認のうえ **黒のボールペン** で記入してください。

(表面)

年 月 日 受付

市営住宅入居申込書

No. \_\_\_\_\_  
掛川市長様  
静岡県住宅供給公社 理事長様

市営住宅に入居したいので、掛川市営住宅管理条例第8条第1項の規定により申し込みます。  
なお、私及び同居しようとする者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと及び入居決定後に暴力団員であることが判明したときは、速やかに市営住宅を明け渡すことを誓約します。また、私及び同居しようとする者が暴力団員でないことを確認するため、関係機関に照会することに同意します。

入居を希望する住宅	○ ○ 団地 ( A ) タイプ						
現住所	〒436-8650 掛川市長谷1丁目1-1 (アパート名 JKアパート ○○号) 電話番号 (0537) 21-1152 携帯 (090) 0000-0000						
ふりがな	な ぎ さ た ろ う						
申込者氏名	鈴 木 太 郎						
入居する家族及び同居人	ふりがな	続柄	性別	生年月日	年齢	勤務先名称(職業) 勤務先所在地・電話	収入額
	氏名						
	すぎたろう	本人	男	T S H 00.00.00	45	〒436-0093 掛川市連雀1-5 (株) ○○ 建設(会社員) 電話 (000) 000 - 0000	128,000 円
	すぎはなこ	妻	女	T S H 00.00.00	43	〒 意 職	円
	すぎいらろう	子	男	T S H 00.00.00	12	〒 意 職	円
	鈴本花子					〒 電話	円
	鈴本一郎					〒 電話	円
連帯保証人	さとうさぶろう	妻の父	男	T S H 00.00.00	72	住所 掛川市西大淵100 電話 (000) 000 - 0000 勤務先 (株) ○○ 工務店	150,000 円

※連帯保証人が確保できない方は、掛川市が指定する家賃債務保証業者と保証委託契約を締結することで入居することが可能です。詳しくは公社までお問い合わせください。

(裏面)

申込みの理由	具 体 的 理 由	詳 細 な 理 由
1 不良住宅	敷地排水不良・床湿潤・雨漏りが多い・老朽化により修理不能・非住宅	
2 間 借 り	他人住宅・親類住宅・友人住宅	
3 別 居 中	住宅がないため家族と別居中(県内・県外)	
4 設 備 不 良	居室寝室設備・炊事設備・浴室・便所	
5 過 密 住 居	1人当たり畳数(畳に換算して) 畳	
6 立 退 要 求	提訴されている・立ち退き判決済み・家主が他人に売却・書類又は口頭にて要求されている	
7 遠距離通勤	公共交通機関 分 徒歩 分	
8 過 重 家 賃	月額 円(月収の %)	
9 結 婚 予 定	年 月 日	
10 そ の 他		
現住所の状況	区 分	借家 社宅 間借り 公営住宅 自家 その他 ( )
	住居の状況	居室室数(浴室、物入等を除く。) 室 各室畳数計
	勤務先への通勤状況	自宅から勤務先までの所要時間 時間 分
現住所の案内図		

(注) 申込みの理由の欄は、該当するものを○で囲み、詳細な理由を記入してください。

また、タイプがある団地についてはタイプも必ず記入してください。  
募集している団地・タイプのみ申し込みが可能ですので、申込時に必ず募集の有無を確認してください。  
(1ページ「1-2 募集団地の確認」参照)

電話番号は、日中連絡が取れる(固定・携帯)番号を正確に記入してください。

該当する項目に○印をつけ、記入箇所がある場合は記入してください(「申込みの理由」「具体的理由」欄については複数可)。  
また、申込みの理由については詳細な理由を記入してください。

現住所の案内図をできるだけわかりやすく記入してください。

同居しようとする親族全員の氏名・続柄・性別・生年月日・年齢・職業・収入額(概算でかまいません)を○印もしくは記入してください。  
同居親族で婚約中の方は、続柄欄に「婚約者」と記入してください。

保証人に予定している方の氏名・続柄・性別・生年月日・年齢・職業・収入額(概算でかまいません)を○印もしくは記入してください。

※ 申し込みの際は、申込書に**抽選会・抽選結果の返送用ハガキ2枚**をつけて、公社窓口で郵送 または持参してください。返信用ハガキ2枚には**切手を必ず貼ってください。**

## 4 申込資格

●申込みできる方は**申込日現在**で次の(1)～(7)のすべてに該当する方

- (1) 住宅に困窮している方(自家を所有している方や公営住宅(県営・市町営)に既に居住している方は原則として申込みできません。)
  - (2) 次の①又は②の方
    - ① **現に国内に同居し又は同居しようとする親族がある方**(離婚調停中の場合を除き夫婦を分割しての申込み、又は不自然な世帯構成での申込みはできません。ただし、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、入居可能日から3ヶ月以内に同居できる婚約者は同居親族に含まず。)
    - ② **下表に記載する単身の方(単身申込「可」の住宅(タイプ)のみ)**(14～15ページ参照)
  - (3) 申込者及び同居しようとする親族の過去1年間の収入から算出した金額が次の基準額に該当する方(算出方法は、8ページの「11 収入基準の算出方法」をご覧ください。)
    - ① **一般世帯 月額 158,000 円以下の方**
    - ② **裁量世帯 月額 214,000 円以下の方**(「裁量世帯」の要件は下表のとおり。)
  - (4) 申込者本人を含めた同居しようとする親族のいずれかに「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員がいない方
  - (5) 7ページに記載する連帯保証人がいる方
  - (6) 国税又は地方税を滞納していない方
  - (7) 申込者本人又は同居しようとする親族が、市営住宅の家賃・損害賠償金等の未納者でない方
- 上記の単身の方及び裁量世帯に関する要件は次のとおりです。

単身の方	<p>一人<b>で生活できる方、かつ次の①～⑩のいずれかに該当する方</b>。なお、生活できる方には介護等他人の援助を受けて一人で生活できる方も含まれます。(詳しくは窓口でご相談ください。)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 60歳以上の方</li><li>② 身体障がいのある方(1級～4級)</li><li>③ 精神障がい有している方(1級～3級)</li><li>④ 知的障がい有している方(精神障がい有している方の障がいの程度と同等)</li><li>⑤ 戦傷病者手帳をお持ちの方(特別項症～第6項症、又は第1款症の方)</li><li>⑥ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方</li><li>⑦ 生活保護を受けている方</li><li>⑧ 海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から5年を経過していない方</li><li>⑨ ハンセン病療養所入所者等の方</li><li>⑩ 配偶者からの暴力による被害者の方(婦人相談所等の一時保護、婦人保護施設の保護が終了した日から5年を経過していない方、裁判所の退去命令、接近禁止命令の申立を行っている方で命令の効力が生じた日から5年を経過していない方)</li></ol>
裁量世帯	<p><b>次の①～⑥のいずれかに該当する方</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 入居者が60歳以上で、かつ同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満である場合</li><li>② 身体障がいのある方(1級～4級)</li><li>③ 精神障がい有している方(1級～2級)</li><li>④ 知的障がい有している方(精神障がい有している方の障がいの程度と同等)</li><li>⑤ 上記の単身の方の要件のうち⑤⑥⑧⑨のいずれかに該当する方</li><li>⑥ 同居者に小学校入学前の子どもがいる世帯(平成28年4月2日以降に生まれた子)</li></ol>

## 5 申込書の記入方法等

4・5ページの「3 入居申込記入例」を参照してください。

- (1) 募集を行っている団地の中から希望する団地名を記入してください。また、団地にタイプが区分されている場合は、そのタイプを記入してください。**団地名やタイプの記入もれ、募集していない団地の申込みがあった場合は、失格となります。**
- (2) 申込書に記載する内容は、**申込日現在**で詳細、かつ、正確に記入してください。特に、自宅及び勤務先の電話番号は必ず記入し、アパート等の場合は、その名称、部屋番号まで記入してください。
- (3) 「申込みの理由」欄には該当項目の記号を○で囲み、その詳細を記入してください。
- (4) 現住所の案内図は目標となるものを記入し、明瞭に書いてください。

## 6 抽選会

- (1) 抽選番号は申込み時に提出されたハガキにて通知します。
- (2) 公開抽選により仮当選者及び補欠者を決定します。
- (3) 抽選結果については、抽選会の出欠に関わらず申込者全員にハガキにて通知します(抽選会の出欠は当選落選に関係ありません)。抽選結果は公社ホームページにも掲載します(<http://www.sjkk.or.jp/>)。

## 7 入居資格審査(仮当選者)

- (1) 仮当選された方には抽選結果通知のハガキで入居資格審査日のご案内をします。
- (2) ハガキで指定された日に、10～11ページに記載されている住民票等必要書類と認印を入居資格審査会場へ持参いただき、入居資格審査を受けていただきます(抽選結果通知書をご持参ください。)  
**※ 単身申込みの方は、自活状況の調査、判定のため必ずご本人に入居資格審査を受けていただきます。**
- (3) 入居資格審査の結果、申込資格に該当しない場合は失格となります。この場合、補欠順位1番の方より仮当選者に繰上がります。
- (4) 婚姻予定者の方は「婚約証明書」に、原則として双方の親又は媒酌人を証明者として署名捺印をしていただき、更に申込者及び婚約者に誓約をしていただきます。
- (5) **入居資格審査の際、連帯保証人になる予定者についても、資格があるかどうか、審査します。**  
※連帯保証人は、下記①～③のすべてに該当する方が必要です。
  - ① 近隣市町村在住、もしくは勤労の方で、申し込み世帯と同等の所得を有する保証能力のある方
  - ② 世帯及び家計を別にする方
  - ③ 都道府県営住宅、市町村営住宅の入居者又は入居予定でない方
  - ④ 外国籍の方については、特別永住者、若しくは中長期在留者で残りの在留期間が3年以上ある方**※連帯保証人は、入居者が万一家賃を滞納したり、法令等に違反した場合、入居者とともに一切の責任を負うこととなります。**万一、入居者が家賃を滞納して支払わなかった場合には、保証範囲である入居当初の家賃の12か月分まで請求します。  
※連帯保証人の確保が難しい方は、掛川市が指定する家賃債務保証会社と保証委託契約を締結することで入居が可能です。詳しくは公社までお問い合わせください。

## 8 当選者の確定

- (1) 入居資格審査の結果、入居資格がある方は当選者となり、指定された日から入居できます。また、契約書類等を渡しますので、鍵渡しまでの間に契約書類等の手続きを行っていただきます。
- (2) 補欠者は、当選者が辞退した場合は繰上げて仮当選となり、入居資格審査を受けていただきます。補欠者の有効期間は当選者が入居するまでとし、以後その資格を失います。  
なお、補欠者が翌月以降の募集や随時募集に応募した場合は、その時点で補欠者としての資格を失いますのでご注意ください。
- (3) 定員に満たない場合は、**募集期間終了後の翌日から起算した第4営業日より先着順でその月の月末まで受付します(「先着募集」)**。先着募集は、郵送の受付はできません。詳しくは公社窓口にお問い合わせください。

## 9 入居等について

- 住宅の鍵をお渡しする(鍵渡し)前に**「敷金」**として**家賃の3ヵ月分**を納入していただきます。
- 鍵渡し時に契約書類等を確認し、不備等がなければ鍵をお渡します。
- 市営住宅へは入居可能日から15日以内に入居していただきます。ただし、家賃は入居可能日から負担していただきます。また、入居後、すみやかに市営住宅に住民票を異動していただきます。

## 10 個人情報保護について

- 提出いただいた個人情報については、市営住宅入居者選定及び管理業務の範囲で利用するものです。

# 11 収入基準の算出方法

申込者と同居者の方、全員の所得を下記の算式により合算し、所得区分を決定します。

$$\text{所得金額(年額)} - \left\{ \begin{array}{l} \text{本人を除く} \\ \text{同居親族数} \end{array} \times 38 \text{万円} + \left\{ \begin{array}{l} \text{【表1】の年間所得額} \\ \text{から差引く特別控除等} \end{array} \right\} = \text{所得区分表の月額で} \\ \text{所得区分を判断します。}$$

12ヶ月

① 一般世帯 月額 158,000 円以下  
② 裁量世帯 月額 214,000 円以下

## 【所得区分表】

① 一般世帯(申込みできる所得月額)		② 裁量世帯(申込みできる所得月額)	
所得区分	所得月額	所得区分	所得月額
1	104,000 円以下	5	158,000 円を超え 186,000 円以下
2	104,000 円を超え 123,000 円以下	6	186,000 円を超え 214,000 円以下
3	123,000 円を超え 139,000 円以下		
4	139,000 円を超え 158,000 円以下		

※同居の扶養親族のある方は、上記の「同居親族数」に含まれます。

※収入としないもの:生活保護、失業保険、遺族(恩給)年金、福祉(障害)年金、仕送り等非課税所得、退職金、一時所得(生命保険契約などの満期戻戻金、その他)

## 【表1】年間所得額から差引く特別控除等

基礎控除振替分控除	申込者及び同居親族で給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方 ※給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円未満である場合は当該合計額	一人につき 10万円 (本人の所得の範囲内)
障害者控除	申込者又は同居親族及び扶養親族の中で、所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者の方(身体・精神・知的に障害があり、手帳を交付されている方等)	一人につき 27万円
特別障害者控除	申込者又は同居親族及び扶養親族の中で、所得税法第2条第1項第29号に規定する障害者の方(身体障害1~2級・精神障害1級・知的障害A判定の方等) ※障害者控除に代わり、こちらの控除となります。	一人につき 40万円
老人扶養控除(老人控除対象配偶者控除)	70歳以上で、収入のある方の扶養親族である方(70歳以上の同一生計配偶者である方)	一人につき 10万円
特定扶養親族控除	年齢16歳以上23歳未満で、収入のある方の扶養親族と認められている方	一人につき 25万円
寡婦控除(ひとり親控除を除く)	1 主たる生計維持者又は同居親族で、夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死が明らかでない女性で次の要件を全て満たす女性 (1) 年間所得金額が500万円以下であること (2) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと 2 主たる生計維持者又は同居親族で夫と離婚しその後婚姻をしていない女性で次の要件を全て満たす女性 (1) 扶養親族(年間所得金額が48万円以下であること)を有すること (2) 年間所得金額が500万円以下であること (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと	寡婦 一人につき その人の所得から 27万円 (本人の所得の範囲内)
ひとり親控除	1 主たる生計維持者又は同居親族で、現に婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでない方で次の要件を全て満たす方 (1) その人と生計を一にする子(年間所得金額が48万円以下であること)を有すること (2) 年間所得金額が500万円以下であること (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと	ひとり親 一人につき その人の所得から 35万円 (本人の所得の範囲内)

## <計算例>

夫 給与収入440万円 (所得金額308万円) ☺	妻 パート収入60万円 (所得金額 5万円) ☺	子 17才 ☺	子 14才 ☺	所得区分 3
基礎控除振替分 (308万円-10万円)		基礎控除振替分 (5万円-5万円)		特別控除(特定扶養)
$\{ (308 \text{万円} - 10 \text{万円}) + (5 \text{万円} - 5 \text{万円}) - \{ (3 \text{人} \times 38 \text{万円}) + (1 \text{人} \times 25 \text{万円}) \} = \text{月額} 132,500 \text{円}$				
12ヶ月				

# 12 収入基準の早見表 (8ページの【表1】年間所得額から差引く特別控除の対象者がいない場合です。)

○ 給与収入金額でみる早見表 [収入及び所得を得ている方が1人の場合で源泉徴収票では支払金額欄です。]

年間総収入金額(公的年金は除く)	同居及び扶養親族(本人を含む)		単身	2人	3人	4人	5人	6人
	一般世帯	所得区分1	2,043,999円以下	2,583,999円以下	3,127,999円以下	3,663,999円以下	4,135,999円以下	4,611,999円以下
裁量世帯	所得区分2	2,044,000	2,584,000	3,128,000	3,664,000	4,136,000	4,612,000	5,136,000
	所得区分3	2,367,999	2,911,999	3,451,999	3,947,999	4,423,999	4,895,999	5,367,999
	所得区分4	2,644,000	3,184,000	3,712,000	4,188,000	4,664,000	5,136,000	5,608,000
	所得区分5	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999	5,900,000
	所得区分6	2,968,000	3,512,000	3,996,000	4,472,000	4,948,000	5,424,000	5,901,000
	所得区分7	3,447,999	3,943,999	4,415,999	4,891,999	5,367,999	5,843,999	6,320,000
所得区分8	3,448,000	3,944,000	4,416,000	4,892,000	5,368,000	5,844,000	6,321,000	
所得区分9	3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999	6,740,000	

○ 所得金額でみる早見表 [入居者全員の合算額です。]

年間総所得金額	同居及び扶養親族(本人を含む)		単身	2人	3人	4人	5人	6人
	一般世帯	所得区分1	1,248,000円以下	1,628,000円以下	2,008,000円以下	2,388,000円以下	2,768,000円以下	3,148,000円以下
裁量世帯	所得区分2	1,248,001	1,628,001	2,008,001	2,388,001	2,768,001	3,148,001	3,528,001
	所得区分3	1,476,000	1,856,000	2,236,000	2,616,000	2,996,000	3,376,000	3,756,000
	所得区分4	1,476,001	1,856,001	2,236,001	2,616,001	2,996,001	3,376,001	3,756,001
	所得区分5	1,668,000	2,048,000	2,428,000	2,808,000	3,188,000	3,568,000	3,948,000
	所得区分6	1,668,001	2,048,001	2,428,001	2,808,001	3,188,001	3,568,001	3,948,001
	所得区分7	1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000	3,796,000	4,176,000
所得区分8	1,896,001	2,276,001	2,656,001	3,036,001	3,416,001	3,796,001	4,176,001	
所得区分9	2,232,000	2,612,000	2,992,000	3,372,000	3,752,000	4,132,000	4,512,000	
所得区分10	2,232,001	2,612,001	2,992,001	3,372,001	3,752,001	4,132,001	4,512,001	
所得区分11	2,568,000	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000	4,468,000	4,848,000	

※「所得金額でみる早見表」は、課税証明書の所得金額又は源泉徴収票の給与所得控除後の金額から基礎控除振替分を差し引いてご確認ください。基礎控除振替分は、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方1人につき10万円、ただし給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円未満の方についてはその金額となります。

### 13 入居資格審査に必要な書類（公的証明の有効期間は3ヵ月以内です）

**家族全員と連帯保証人の書類が必要です。よくお読みになって提出してください。**  
**提出された書類は一切お返しいたしません。**

#### 【入居する方の書類】

※入居資格審査には認印をご持参ください。

該当者		必要書類（申込日現在）
給与所得の方	令和3年1月1日から勤務先が同じ方	1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税課税証明書 3 源泉徴収票(勤務先で発行) 4 納税(完納)証明書(市県民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税)
	令和3年1月2日以降勤務先を変えた方	1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税課税証明書 3 納税(完納)証明書(市県民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税) 4 収入証明書(13 ページ。現在の勤務先で支払われた分のみ記入。最新の給与で1年間の収入を計算します。勤務先で記入してもらってください。) 1 か月分の給与支給実績がない場合は、雇用契約書などを添付してください。
確定申告の方(自営業等の方)		1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税課税証明書 3 確定申告書の写し 4 納税(完納)証明書(市県民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税)
年金受給者		1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税課税証明書 3 公的年金等の源泉徴収票・年金振込通知書等 4 納税(完納)証明書(市県民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税)
（無収入の方） （16歳以上の学生、専業主婦も含む）	前年も無収入	1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税課税証明書 <small>課税証明書の欄に¥0又は*という表示を確認するため</small>
	前年は所得あり	1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税課税証明書 3 納税証明書(市県民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税) 4 退職証明書、離職票、雇用保険受給資格者証のいずれか <small>前年度の所得が出ているため、辞めたという証明がないと、今年も収入があるとみなされます。</small>

#### 【連帯保証人の書類】

連帯保証人の書類	1 市(町・村)民税・県民税課税証明書 ※ 市町村長が発行したもので、所得金額と課税金額の両方の記載があるもの 2 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) (近隣市町在住等の要件を確認するため)
----------	---

※ 後日、契約時に申込者と連帯保証人の印鑑証明書が必要になります。

入居する方が下記に該当する場合は、左記の書類のほかに下記の書類も必要です。

生活保護の方	生活保護の受給証明
母子家庭の方 父子家庭の方 単身者の方	戸籍謄本(独身であることを確認するため) ※外国籍の方は、独身証明書・離婚証明書等の独身であることが確認できる書類
結婚予定の方	1 婚約証明書 2 戸籍謄本(独身であることを確認するため) ※外国籍の方は、独身証明書・離婚証明書等の独身であることが確認できる書類
離婚調停中の方	裁判所の事件係属証明書等
障がいを持っている方	障がい者手帳・療育手帳
公営住宅に住んでいる方	公営住宅居住証明書
単身で入居されるDV被害者の方	女性相談センター等の証明又は裁判所の保護命令等
外国人の方	在留カード
1月1日現在国内に住民登録がなく課税証明書が発行されない方	パスポート(出入国年月日を確認するため)

以下の書類をそろえるときは、次のことに注意してください。

※ マイナンバーの提出により入居資格審査に必要な書類の一部(市(町・村)民税・県民税課税証明書、障がい者手帳、生活保護の受給証明)の提出が省略できるようになります。マイナンバーの利用を希望する場合、資格審査の前に必要な手続きがありますので、事前に必ずお問い合わせください。なお、マイナンバーの利用を希望する方以外は、住民票などの必要書類はマイナンバーが記載されていないものをご用意ください。

#### 住民票

- 申込者及び同居しようとする「親族全員」のもの(婚約者も含む)
- 世帯主との続柄記載があり、筆頭者及び本籍の記載されたもの
- 外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号の記載されたもの

#### 市(町・村)民税・県民税課税証明書

所得及び控除内容を証明する書類(市役所の市税課で発行)

令和4年4月～令和4年5月までの申し込みの場合 → 令和3年度(最新のもの)  
 令和4年6月～令和5年3月 → 令和4年度(最新のもの)  
 ◎当該年1月1日現在、他の市町村に住民登録していた方は、該当する市町村で入手してください。

#### 源泉徴収票

(勤務先が発行し、勤務先の社印又は代表者印が押印してあるもの)

令和4年4月～令和4年12月までの申し込みの場合 → 令和3年分  
 令和5年1月～令和5年3月 → 令和4年分

#### 確定申告書

令和4年4月～令和4年12月までの申し込みの場合 → 令和3年分  
 令和5年1月～令和5年3月 → 令和4年分  
 ※ 確定申告を済ませた方 → 確定申告書の写し  
 ※ 確定申告の済んでいない方 → 申告予定額の申告書

#### 納税(完納)証明書

市役所の市税課で発行してもらってください。

令和4年4月～令和4年9月までの申し込みの場合 → 令和3年度  
 令和4年10月～令和5年3月 → 令和4年度(最新のもの)  
 ◎当該年1月1日現在、他の市町村に住民登録していた方は、該当する市町村で入手してください。

※ 入居資格は、申込日現在の状況で判断します。



## 市営住宅一覧表

団地名	所在地	タイプ	竣工 年度	全体 戸数	戸数	単身 申込	階数	専有面 積(m <sup>2</sup> )	間取り	家賃						駐車 料金	共益費
										I	II	III	IV	V	VI		
ハチヤクダイニ 原谷第2	〒436-0111 掛川市本郷572番地の1	A	H18	77	6	可	3	39.52	6・DK	18,300	21,200	24,100	27,200	31,100	35,900	2,200	3,000
		B			2	可	3	57.55	6・6・DK	26,600	30,700	35,200	39,700	45,300	52,300		
		C (車椅子)			1	可	3	57.55	6・6・DK	26,600	30,700	35,200	39,700	45,300	52,300		
		D			9		3	78.15	6・7・LDK	36,200	41,800	47,800	53,900	61,600	71,000		
		E			6		3	78.15	6・7・7・DK	36,200	41,800	47,800	53,900	61,600	71,000		
		F			4	可	3	39.52	6・DK	18,300	21,100	24,100	27,200	31,100	35,900		
		G			2	可	3	57.55	6・6・DK	26,600	30,700	35,200	39,700	45,300	52,300		
		H (車椅子)			1	可	3	57.55	6・6・DK	26,600	30,700	35,200	39,700	45,300	52,300		
		I			12		3	78.15	6・7・LDK	36,200	41,800	47,800	53,900	61,600	71,000		
		J			7		3	78.15	6・7・7・DK	36,200	41,800	47,800	53,900	61,600	71,000		
		K			6	可	3	38.62	6・DK	18,000	20,800	23,800	26,800	30,700	35,400		
		L			5	可	3	56.65	6・6・DK	26,400	30,500	34,900	39,400	45,000	51,900		
		M (車椅子)			1	可	3	56.65	6・6・DK	26,400	30,500	34,900	39,400	45,000	51,900		
		N			6		3	77.25	6・7・LDK	36,100	41,600	47,600	53,700	61,400	70,800		
O	9		3	77.25	6・7・7・DK	36,100	41,600	47,600	53,700	61,400	70,800						
ワダ 和田	〒436-0015 掛川市和田108番地の2		S50	24	24	可	4	51.68	6・6・4.5・DK	14,400	16,600	19,000	21,500	24,500	28,300	-	自治会

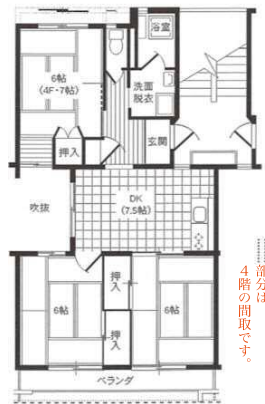
団地名	所在地	タイプ	竣工 年度	全体 戸数	戸数	単身 申込	階数	専有面 積(m <sup>2</sup> )	間取り	家賃						駐車 料金	共益費
										I	II	III	IV	V	VI		
オホイケダイヤン 大池第3 オホイケダイヤン 大池第4 オホイケダイゴ 大池第5 オホイケダイロク 大池第6	〒436-0047 掛川市長谷38番地の1 〒436-0043 掛川市大池934番地の6 〒436-0043 掛川市大池3021番地の2 〒436-0047 掛川市長谷360番地の1		S54	12	12	可	3	56.47	6・6・4.5・DK	17,200	19,800	22,700	25,600	29,300	33,800	2,200	3,000
										20,200	23,300	26,700	30,100	34,400	39,700		
										22,800	26,300	30,100	34,000	38,800	44,800		
										23,400	27,000	30,900	34,800	39,800	45,900		
										24,300	28,000	32,000	36,100	41,300	47,700		
										25,100	28,900	33,100	37,300	42,700	49,300		
ハシカワ 原川	〒436-0038 掛川市頼家1607番地		H3	36	24		4	65.35	6・6・洋・DK	22,500	25,900	29,700	33,500	38,200	44,100	2,200	3,000
										23,100	26,600	30,500	34,400	39,300	45,300		
										21,300	24,600	28,200	31,800	36,300	41,900		
										21,300	24,600	28,200	31,800	36,300	41,900		
										22,900	26,500	30,300	34,200	39,000	45,000		
										22,900	26,500	30,300	34,200	39,000	45,000		
チハモニシ 千浜西	〒437-1412 掛川市千浜4915番地		H16	30	12		3	66.22	6・7・LDK	22,900	26,500	30,300	34,200	39,000	45,000	3,300	3,000
										22,900	26,500	30,300	34,200	39,000	45,000		
										21,300	24,600	28,200	31,800	36,300	41,900		
										21,300	24,600	28,200	31,800	36,300	41,900		
										22,900	26,500	30,300	34,200	39,000	45,000		
										22,900	26,500	30,300	34,200	39,000	45,000		
コモ 厩	〒437-1304 掛川市西大淵5527番地		H1	12	12		3	64.82	6・6・6・DK	17,600	20,300	23,200	26,200	29,900	34,600	2,200	自治会
										21,600	24,900	28,500	32,200	36,700	39,100		
ジュウクワン 十九首	〒436-0043 掛川市大池1445番地の1		S54	42	24	可	4	60.26	6・6・4.5・DK	21,600	24,900	28,500	32,200	36,700	39,100	3,300	3,000
										21,600	24,900	28,500	32,200	36,700	42,400		
ニウ 仁藤	〒436-0075 掛川市仁藤町4番地の5		H1	32	24		3	62.95	6・6・6・DK	26,000	30,000	34,300	38,700	44,200	51,000	3,300	3,000
										26,700	30,800	35,200	39,700	45,400	52,400		

※団地一覧表に記載されている内容は令和4年4月1日現在のものです。年度途中で変更する場合がありますのでご了承ください。



# 掛川市営住宅間取図 (代表的団地のみ)

仁藤団地(住環)



4階部分は  
4階の間取です。

千浜西団地

(A101・A102・A201・A202・A301・A302・B104・B105  
B204・B205・B304・B305・A104・A204・A205・A304  
A305・B102・B201・B202・B301・B302・A105・B101)  
※A105・B101はベランダにスロープがついています。



千浜西団地

(A103・A203・A303・B103・B203・B303)



和田団地



大池第4・

十九首(再住)団地



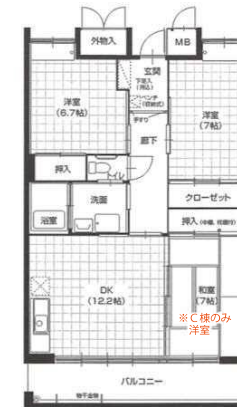
原谷第2団地



A105~110  
B107~110  
C103~108



A102~104, 202~207  
B102~106, 202~208  
C203~208



A302~307  
B302~308  
C109~111, 303~308



A101・201・301  
B101・201・301  
C101・102・201・202・301・302  
※A101・B101・C101はベランダにスロープがついています。

大池第5・第6・宮脇第2団地



団地・棟別に設備の若干の  
差異があります。

原川団地



棟別に内装の若干の  
差異があります。

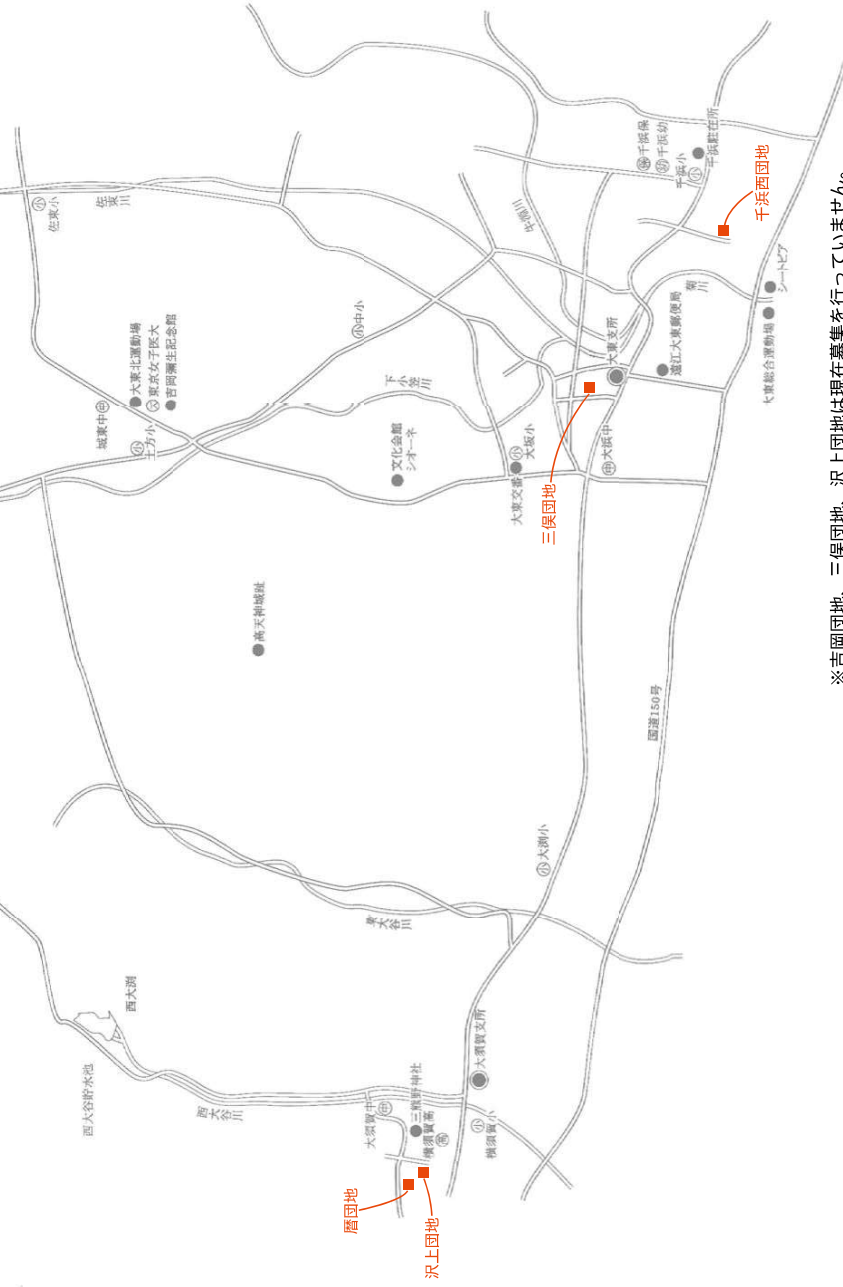
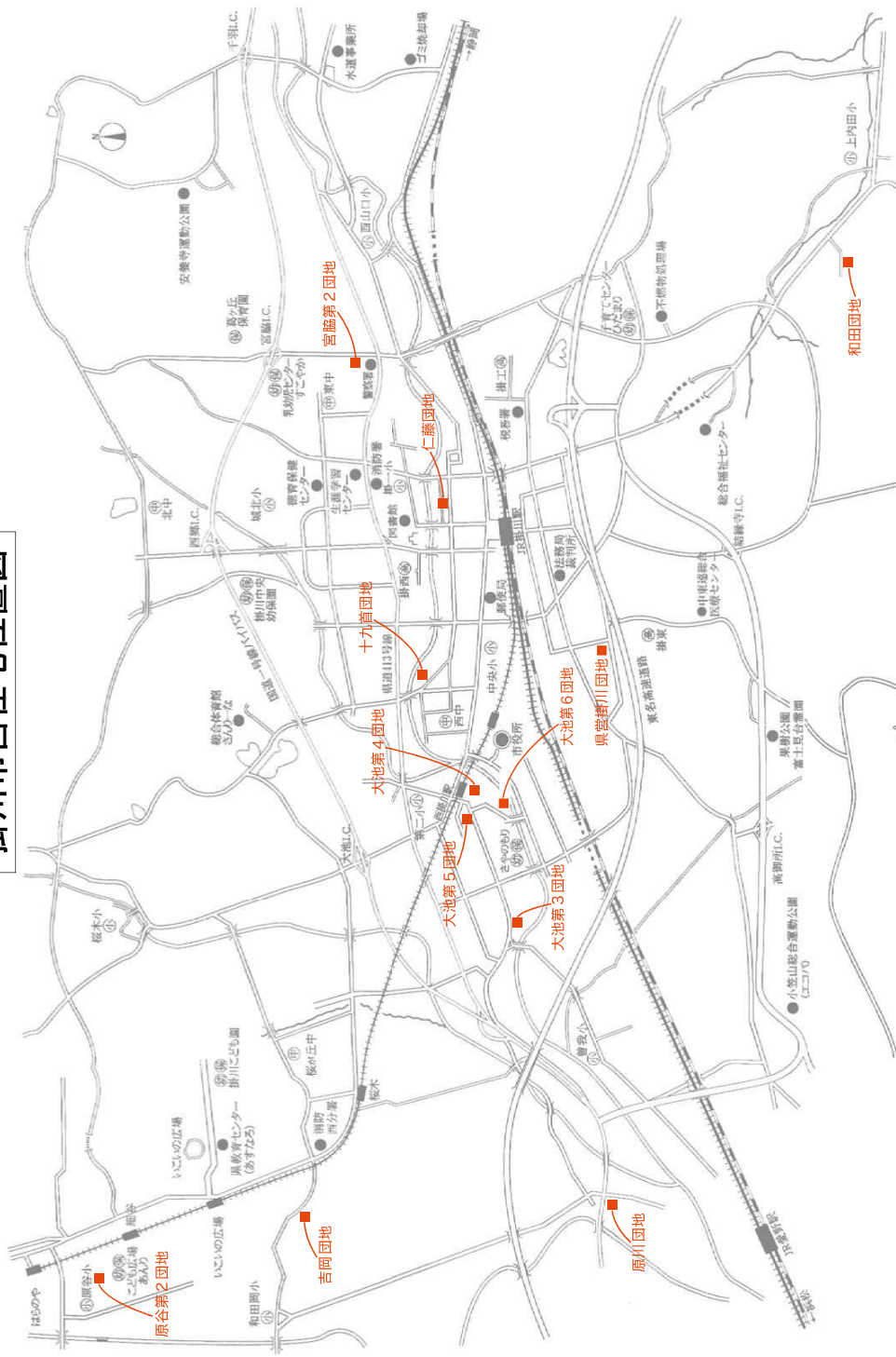
暦団地



大池第3団地



# 掛川市営住宅位置図



※吉岡団地、三俣団地、沢上団地は現在募集を行っていません。

# 婚 約 証 明 書

年 月 日

掛 川 市 長 様  
静 岡 県 住 宅 供 給 公 社 理 事 長 様

申込者との関係\_\_\_\_\_

証明者 住 所 (電話) ( )

氏 名 ⑩

婚約者との関係\_\_\_\_\_

証明者 住 所 (電話) ( )

氏 名 ⑩

下記の者は、 年 月 日結婚予定者であることを証明します。  
入居決定しだい結婚する

記

申込者 住 所 (電話) ( )

氏 名

婚約者 住 所 (電話) ( )

氏 名

## 誓 約 書

年 月 日

掛 川 市 長 様  
静 岡 県 住 宅 供 給 公 社 理 事 長 様

申込者氏名

婚約者氏名

市営住宅への入居が決定した時は、市の定める入居条件を遵守することを誓約します。

※証明者は原則として両親または媒酌人にてお願いします。

※1人が両方の証明者になることはできません。